

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.239 2020/7/27

1 「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類取扱いについて」の一部改正について

7月22日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県衛生等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、今般、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第140号。）が公布され、①食品衛生法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者は、図面の内容及び食品衛生法施行規則第67条第1項第5号に掲げる事項に変更がない場合において、同条第1項の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、図面や記載事項の省略が可能とされ、また、②相続による事業承継時の手続において、現行、同令第68条第2項の規定に基づき届出書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とされたことに伴うものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000651693.pdf>